

豚疾病関連 中央家保情報 No.10 (H30-1)
平成30年5月7日

飼養衛生管理基準の遵守をお願いします！！

口蹄疫と同様に、家畜衛生上極めて重要な疾病であるアフリカ豚コレラにつきましては、平成19年以降、ロシアや欧州において発生が継続しており、東アジア地域への侵入リスクが高い状況にあります。

アフリカ豚コレラの直近の発生は、4月24日のハンガリー（野生いのししでの発生）ですが、同国からの豚・豚肉等の輸入は一時停止されています。

ハンガリー政府によれば、発生原因は不法に持ち込まれた畜産物と考えられるとのことですが、国内においても、同様の畜産物が食品残渣等に混入することも想定されます。

つきましては、生肉を含み、又は含む可能性がある飼料を給与する場合は、加熱処理（摂氏70度以上で30分間以上、又は摂氏80度以上で3分間以上）が適切に行われたものを用いるようにしてください。

さらに、衛生管理区域を明確にし、関係のない者を立入らせない措置を講じたり、出入口での車両等の消毒の励行など、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

アフリカ豚コレラ

原因はアフリカ豚コレラウイルスで、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い豚・いのししの伝染病です。ワクチンはありません。

問合せ及び異常豚確認時の通報先；中央家畜保健衛生所
担当：藤岡・森田・久住呂
TEL：0957-25-1331（夜間・休日は転送電話で対応します）
Eメール s34510@pref.nagasaki.lg.jp